

別 表（第 2 条関係）

補助事業名	公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助(バス)
補助事業の目的	燃油価格高騰の影響を大きく受ける乗合バス事業者の事業継続を支援する
補助事業の対象となる者	道路運送法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者（公営バス、コミュニティバス、観光（貸切）バス、県外高速バスは除く） ただし、令和 4 年 10 月 1 日時点において事業を営んでおり、かつ令和 5 年 3 月末まで事業を継続する意思があるもの。
補助事業の対象となる経費	別紙に定める低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費 （注 1）納品及び支払いが令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までに完了しているものに限る。 （注 2）一般乗合旅客自動車運送事業（公営バス、コミュニティバス、観光（貸切）バス、県外高速バスは除く）以外の車両への使用・転売等は不可とする。
補助金の額	<p>【算式】申請本数〔ア〕×22,500 円（定額補助）</p> <p>〔ア〕申請本数</p> <p>申請日時点において県内の一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両数×6 本を上限とする。ただし、車両数から以下の車両は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、停留所のすべてが兵庫県外の乗合バス、停留所のいずれかに県外を含む高速バスに使用する車両</li> <li>・減便や故障等により実態として稼働していない車両</li> </ul> <p>（注 3）領収書等で確認できる単価（消費税及び地方消費税を除く）が、22,500 円未満の場合は、当該単価（千円未満切り捨て）とする。</p>
適用除外する条項	—
その他の事項	補助金の交付は、同一事業者について一回限りとする。